諮問庁：法務大臣
諮問日：平成１８年１１月９日（平成１８年（行情）諮問第３９７号）
答申日：平成２０年２月２２日（平成１９年度（行情）答申第４４５号）
事件名：東京拘置所に係る「総合監視システム概要」等の一部開示決定に関する件

答　申　書

第１　審査会の結論

東京拘置所の総合監視システムに係る工事契約書及び附属書類（東京拘置所新営通信設備）のうち，別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき，その一部を不開示とした決定について，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は，不開示とすることが妥当である。

第２　異議申立人の主張の要旨

１　異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は，行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）３条の規定に基づく本件対象文書の開示請求に対し，法務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。)が平成１８年７月２４日付け法務省施第１２３２号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求めるものである。

２　異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は，異議申立書及び意見書の記載によれば，おおむね以下のとおりである。

（１）平成１７年（行情）諮問第３３３号では，「矯正施設用電気設備工事標準図平成１３年版」が一部開示されている。本件対象文書は，当該文書に基づき作成されていることは間違いなく，当該文書で開示されている部分は開示すべきである。

（２）本件対象文書の不開示部分を，以下の別件開示文書と比較対照されたい。

①　福岡拘置所殿向け総合警備システムタッチパネル取扱説明書（平成１７年９月３０日付け福管総発第３０３号開示決定）

②　福岡拘置所殿向け巡警・巡回システム取扱説明書（上記①の開示決定）

③　福岡拘置所総合警備システム・夜間巡回表示装置仕様書（平成１８年度（行情）答申第１８０号）

④　小倉拘置支所総合警備システムタッチパネル取扱説明書（平成１９年度（行情）答申第１５８号）

⑤　福岡刑務所タッチパネル操作機取扱説明書（上記④の答申）

⑥　福岡刑務所総合警備システム仕様書（平成１９年度（行情）答申第３０３号）

⑦　小倉拘置支所総合警備システム及び夜間巡回表示装置仕様書（平成１９年度（行情）答申第３０４号）

⑧　福岡刑務所総合警備システム更新整備完成図書（平成１８年（行情）諮問第２７５号）

⑨　福岡拘置所収容棟等新営（電気設備）工事特記仕様書（平成１９年度（行情）答申第１２１号）

⑩　福岡拘置所収容棟等新営（電気設備）工事電気設備機材等指定表・工事区分表（上記⑨の答申）

⑪　福岡拘置所収容棟等新営（電気設備）工事Ｅ棟幹線・弱電設備系統図（上記⑨の答申）

⑫　福岡拘置所収容棟等新営（電気設備）工事Ｅ棟分電盤結線図（上記⑨の答申）

⑬　福岡拘置所収容棟等新営（機械設備）工事特記仕様書（上記⑨の答申）

（３）総合監視システムに係る機器の設置台数等は，東京拘置所の物品管理簿・物品出納簿からも特定できる上，上記（２）の別件開示文書でも容易に特定できるから，開示できないとは言えない。

ただし，監視カメラの設置場所等の開示は求めない。

（４）総合監視システムについては，メーカーに問い合わせるなどすれば，各機器及びその機能等も紹介・説明されるし，当該メーカーを含む各セキュリティ関連企業のホームページでも広く公にされている。さらに，電気・機械関係，セキュリティ関係の図書・新聞やインターネットを検索すれば，総合監視システム，各機器の写真，図面等が紹介されている。

（５）原処分は違法で，取り消されるべきであり，開示決定を求める。

第３　諮問庁の説明の要旨

１　理由説明書の記載

本件は，平成１８年３月１６日受付第３９２号をもって，法務大臣に対

し，東京拘置所の総合監視システム導入時に係る支出計算書証拠書類などの文書である工事契約書及び附属書類（東京拘置所新営通信設備）中の見積書及び契約書付属書類のうち，（１）図面リスト，（２）特記仕様書，（３）総合監視システム概要，（４）システム総合系統図，（５）中央監視システム室機器配置図・操作卓外観図，（６）ネットワーク設備系統図，（７）電気錠制御設備仕様書，（８）電気錠制御設備機器姿図（１）及び（２），（９）中央管理棟・南収容棟・北収容棟電気錠制御システム設備扉廻り配線系統図が開示請求されたものであり，同年７月２４日に処分庁がした一部開示決定に対する異議申立てに係る諮問である。

東京拘置所における総合監視システムは，自殺，逃走又は身柄の奪取などをじゃっ起させないために，被収容者の動静を監視するシステムである。

本件対象文書には，当該システムの仕様等が記載されており，これらを開示すると，当該システムへの侵入，破壊を招くおそれがあり，万に一つの過ちも犯せない非常にデリケートな業務である施設の保安業務に著しい支障を生じかねず，公共の安全と秩序の維持の観点からも，処分庁が開示した部分以外は開示できない。

２　補充理由説明書の記載

（１）特記仕様書の工事科目の監視カメラ及び電気錠制御設備の工事実施を示す記号の部分は，本件工事によって新設された設備であるかどうかということを特定できないから，開示しても差し支えない。

（２）総合監視システム概要及び電気錠制御設備仕様書の一般的な項目名については，仮に説明が記載されている部分を黒塗りなどして開示した場合，各項目の位置関係と黒塗りした部分の量などから，当該システム・設備の規模，概要等が把握されてしまうことになり，東京拘置所の警備・保安に影響を与えることから，開示することはできない。

１行目の同件名については，開示しても差し支えない。

（３）中央監視システム室機器配置図・操作卓外観図の中央の表中の機器の品名については，そもそも不開示とすることが相当であるが，原処分において誤って開示してしまったものであり，既に開示しているから，同図の右方の表中の機器の品名を開示することはやむを得ない。

（４）電気錠制御設備機器姿図（１）の下方の表の標題並びに建物名称及びフロアについては，同姿図（１）及び図面リストで既に開示してしまっているから，開示することはやむを得ない。

（５）工事を行う際，「矯正施設用電気設備工事標準図平成１３年版」等に

準拠して設計図を作成するものの，当該文書は参考にするものであり，仮に本件対象文書に当該文書と同様の情報が記載されていたとしても，本件対象文書に記載されている情報は東京拘置所固有の情報であり，開示することはできない。

また，福岡拘置所において開示された文書と同じ情報が，本件対象文書に記載されている事実はない。

第４　調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

①　平成１８年１１月９日　　諮問の受理
②　同日　　諮問庁から理由説明書を収受
③　平成１９年１月１１日　　異議申立人から意見書及び資料を収受
④　同月２４日　　本件対象文書の見分及び審議
⑤　同年４月２７日　　諮問庁の職員（法務省大臣官房施設課施設企画官ほか）からの口頭説明の聴取
⑥　同年５月１６日　　委員の交代に伴う所要の手続の実施，本件対象文書の見分及び審議
⑦　同月２８日　　異議申立人から補充意見書及び資料を収受
⑧　同年１２月１９日　　審議
⑨　同月２１日　　諮問庁から補充理由説明書を収受
⑩　平成２０年２月２０日　　審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件対象文書について

当審査会において見分したところ，本件対象文書は，東京拘置所の総合監視システムに係る工事契約書付属書類であり，図面リスト，特記仕様書，総合監視システム概要，システム総合系統図，中央監視システム室機器配置図・操作卓外観図，ネットワーク設備系統図，電気錠制御設備仕様書，電気錠制御設備機器姿図及び電気錠制御システム設備扉廻り配線系統図から構成されている。

原処分においては，このうち，①施工業者である民間会社の社員の印影が法５条１号に該当するとして，②特記仕様書の監視カメラ及び電気錠制御設備の設置場所，総合監視システムのシステム概要，中央監視システム室設置機器の配置・機能・仕様，ネットワーク設備系統，電気錠制御設備の機能・仕様及び同設備構成装置の設置場所・設置台数・機能・仕様が法５条４号に該当するとして，不開示とされている。

異議申立人は，原処分の取消しを求めると主張し，前記第２の２記載のとおり不服の理由を述べている。

諮問庁は，異議申立人が開示すべきと主張する部分につき，補充理由説明書において，特記仕様書の工事科目の監視カメラ及び電気錠制御設備の工事実施を示す記号，総合監視システム概要及び電気錠制御設備仕様書の１行目の件名，中央監視システム室機器配置図・操作卓外観図の右方の表中の機器の品名，電気錠制御設備機器姿図（１）の下方の表の標題並びに建物名称及びフロアを開示すべきとしているが，その余の部分は，なお不開示とすべきとしているので，以下，当該部分の不開示情報該当性を検討する。

２　本件対象文書の不開示情報該当性について

（１）施工業者である民間会社の社員の印影について

本件対象文書を構成する各文書において，施工業者である民間会社の社員の印影が不開示とされている。

当該部分について，諮問庁の口頭説明によれば，当該社員の氏名に公表慣行はなく，また，本件において，当該社員の印影の公表慣行が氏名と異なるとすべき特段の事情もないとのことである。当該社員の印影は，個人の氏名が記されていることから，個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものと認められる。また，不開示とされた印影は，いずれもその押なつ状況等に照らし，印影それ自体に公表慣行があるとは認められないから，法５条１号ただし書イに該当しない。その他同号ただし書ロ及びハに該当するとする事情も存しないことから，当該社員の印影は，同号の不開示情報に該当すると認められる。

（２）総合監視システムのシステム概要，中央監視システム室設置機器の配置・機能・仕様，ネットワーク設備系統，電気錠制御設備の機能・仕様及び同設備構成装置の設置場所・設置台数・機能・仕様について

本件対象文書においては，総合監視システムのシステム概要，中央監視システム室設置機器の配置・機能・仕様，ネットワーク設備系統，電気錠制御設備の機能・仕様及び同設備構成装置の設置場所・設置台数・機能・仕様が不開示とされている。

当該部分について，諮問庁は，これらを開示すると，当該システムへの侵入又は破壊を招くおそれがあり，刑事施設の保安業務に著しい支障を生じかねず，公共の安全と秩序の維持の観点から，当該部分は開示できないと説明している。

また，中央監視システム室機器配置図については，構成機器の設置場所等が記載されるとともに，同室の内部構造及び位置関係が正確かつ詳細に記載された図面となっている。

そこで，以下，当該部分の不開示情報該当性を検討する。

ア　東京拘置所は，他の刑事施設と同様に，適正かつ迅速な裁判の実現及び刑の適正な執行のため，被収容者を拘禁し，必要な処遇を行うこと等をその業務としている。このような刑事施設の業務の性格から，一般に刑事施設においては，被収容者の逃走の危険性が常に存在し，また，刑事施設を攻撃し，被収容者の身柄の奪取又は逃走の援助を企図する者が時として存在し得ることも否定できないものと認められる。そして，このような事態の発生は，社会に極めて大きな不安と動揺をじゃっ起するのみならず，公訴の維持及び刑の執行に重大な影響を及ぼすおそれがあるものと認められる。

イ　当該部分には，総合監視システムを構成する警備機器の設置場所，設置台数，機能等に関する情報が記載されており，これらを開示した場合には，当該システムの正常な動作への妨害，当該システムの破壊が可能な手順及び方法，更に施設の内部構造及び位置関係を推測させるおそれがあることは否定できないものと考えられる。

ウ　法５条４号は，特に，「行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある」ことを不開示情報の一つの要件として規定している。その趣旨は，当該情報の性質上，開示・不開示の判断に，刑の執行等に関する将来の予測をも前提とした専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから，同号に規定する不開示情報に該当するかどうかについての行政機関の長の判断を尊重し，その判断が合理性を持つものとして許容される限度内のものであるか否かという観点から審理するのが適当であるとされたものである。そして，上記ア及びイで述べた事情によれば，行政機関の長が本件対象文書の不開示部分を公にすることにより刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとした判断は不合理なものとは言えず，総合監視システムを構成する警備機器の設置場所，設置台数，機能等に関する情報は，法５条４号に規定する相当の理由がある情報に該当するものと認められる。

3　異議申立人のその他の主張について

異議申立人は，総合監視システムに係る機器の設置台数等は，東京拘置所の物品管理簿・物品出納簿から特定できる上，異議申立人が挙げる別件開示文書からも容易に特定できると主張している。

諮問庁の口頭説明によれば，東京拘置所の物品管理簿・物品出納簿が異議申立人に開示された実績はなく，仮に開示された場合であっても，当該機器の設置台数は不開示とすべきであるとしており，当該説明に特段不自然・不合理な点は見当たらず，他に当該説明を覆す事情も認められない。

異議申立人は，その他種々主張するが，いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

４　本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，その一部を法５条１号及び４号に該当するとして不開示とした決定については，諮問庁が同条１号及び４号に該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分は，同条１号及び４号に該当すると認められるので，不開示とすることが妥当であると判断した。

（第１部会）

委員　大喜多啓光，委員　村上裕章，委員　吉岡睦子

別紙

1　図面リスト
2　特記仕様書
3　総合監視システム概要
4　システム総合系統図
5　中央監視システム室機器配置図
6　ネットワーク設備系統図
7　電気錠制御設備仕様書
8　電気錠制御設備機器姿図（１）及び（２）
9　中央管理棟・南収容棟・北収容棟電気錠制御システム設備扉廻り配線系統図